

長崎県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則

平成18年12月18日

規則第2号

(職務を代理する職員)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第292条において準用する同法第152条第2項の規定に基づく長崎県後期高齢者医療広域連合長(以下「広域連合長」という。)の職務を代理する職員は、事務局長とする。

(職務を代理する上席の職員)

第2条 法第292条において準用する同法第152条第3項の規定により広域連合長の職務を代理する上席の職員の順序は、長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則(平成18年広域連合規則第1号)第3条及び第4条に規定する上席の職員の順及び課の順序による課長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。